

議案第 19 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 号中「とりやめ」を「取りやめ」に改める。

第 21 条第 1 項中「き損したとき又は」を「毀損したとき、又は」に改め、同条第 2 項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

墨田区立おしなり公園	東京都墨田区業平一丁目、二丁目、三丁目、押上一丁目地先
------------	-----------------------------

別表第 2 墨田区立たてかわばし児童遊園の項を削る。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

北十間川の護岸整備の完了に伴い、墨田区立おしなり公園を公の施設として設置するとともに、東京都による豎川耐震護岸整備工事の施行に伴い、墨田区立たてかわばし児童遊園を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。